



東アジア諸国の通貨制度は徐々にしかし着実に変化しつつある

調査部主任研究員 絹川 直良

タイのプリディアトーン中央銀行総裁は、3月末のスピーチで、アジア新興諸国9カ国(≒ASEAN加盟9カ国)に対して為替相場の安定や単一通貨実現につき対話を呼びかけている。

同総裁は、昨年11月の国際通貨研究所・読売国際経済懇話会共催シンポジウムにおいても、将来の通貨制度に言及した。即ち、貿易拡大のためには為替相場の安定性が重要であるとして、東アジア諸国が、1970年代前半に欧州で用いられた「トンネルの中の蛇」、あるいは、ドル・ユーロ・円を構成通貨とする共通通貨バスケット制を採用することを具体的に提案した。さらに、「他の選択肢があるかもしれないが、目標に向かって単一のチームを組んで協働を始めなければ、為替相場の安定は実現しない。」と結んだ。

今回の3月末のスピーチで同総裁は、「通貨制度としてどのモデルを採用すべきか、また、他国に同じように考えてもらうにはどうしたらよいか、決まった考えがあるわけではない」としつつ、「どの方法を取るかが重要なのではないものの、究極的には単一通貨に収斂すべき」と説いたと報じられている。

東アジアで地域金融協力を進めるにあたっての一つの重要なポイントとして、通貨バスケット制度は有力な目標とされている。

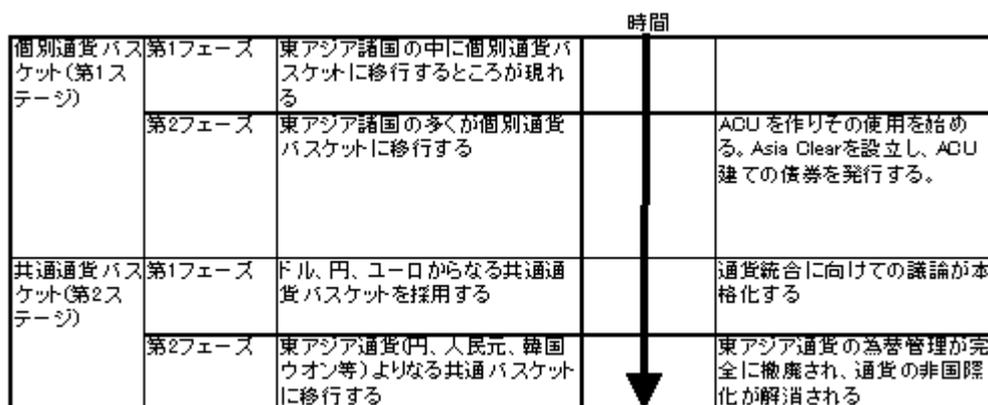
東アジア諸国は、貿易・資本関係で域内の結びつきを強めている。しかし、ある国を取る通貨政策は、貿易関係の強い近隣国を取る通貨政策の影響を受けるので、仮に、両国とも、共通通貨バスケットを取ることが望ましいと考えていても、なかなか共通バスケット採用に踏み切れない。このように通貨政策の協調ができないことは「協調の失敗」と呼ばれている。この点、段階的アプローチ(個別通貨バスケット→共通通貨バスケット)を取ることでこれを回避することが考えられる。特に、まず東アジアの複数国が個別通貨バスケットに移行することが必要である(通貨バスケット制については、神戸リサーチプロジェクトでの各ペーパーや政策提言を参照。また、段階的アプローチについては、図「通貨バスケットについての段階的アプローチのアイディア」を参照。)

今回の中銀総裁発言だけでは、タイ自身が個別通貨バスケットに移行することを決定

しているかどうかは明らかでない。しかし、この発言は、東アジア各国に向けて通貨政策面での一層の協調を呼びかけていることは間違いない。

タイは、長く ASEAN の盟主であったインドネシアが通貨危機の混乱によってその座から降り、マレーシアのマハティール首相が引退を控えている今、ASEAN の中心的存在になろうとしている。タクシン首相によるアジア債券市場構想提案も、技術的に詰めるべき部分は多いものの、地域金融協力推進の文脈の中に位置づけられる。そのタイの中銀総裁が、通貨バスケット制度に理解を示しつつ、単一通貨実現を目指した発言を行っている。

通貨バスケットについての段階的アプローチのアイデア(注 1)



東アジア諸国全体に目を広げると、韓国ウォンが円との連動性を強めている(2月24日付本欄トピックス「最近の韓国の為替政策」参照)。韓国ウォンは既に個別通貨バスケットに移行している可能性もある。

東アジアの通貨制度は、徐々にしかし着実に変化しつつある。

(注1) ・個別通貨バスケット→共通通貨バスケットという2つのステージを順にたどる。それぞれの下に2つのフェーズを設ける。

・個別通貨バスケットへの移行は、カレンシーボードを取っているところを除き現段階でも比較的容易。また、多くの国で導入されつつあるインフレ・ターゲティングとの整合性も高い。

・シンプルな構成の個別通貨バスケットを採用することで、対外競争力等をモニターしつつ通貨バスケットについて指摘される「わかりにくさ」を回避することもできる。

・共通通貨バスケットに向けての議論が具体的になる時期、即ち、第1ステージの後期が ACU 建て債券の発行や Asia Clear 設立の好機と考えられる。

(参考資料) 国際通貨研究所 Research Report 2002 年第2号 "Integration of the East Asian Economies and a Step by Step Approach towards a Currency Basket Regime"、及び同 Newsletter 2002 年第7号「今こそ東アジアで域内債市場の振興に取り組もう」参照。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2003 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934（代）ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>